

政党紙配布に逆転無罪



国家公務員の政治活動

国家公務員は國家公務員法によって政治的行為が禁止されている。人事院規則で具体的な禁止行為が定められ、政党や政治団体の機関紙の発行や配布のほか、政党への助選、候名活動、集会で政治的目的を持つ見面を述べることなどが禁じられている。現在の法定刑は3年以下の懲役、または100万円以下の罰金。

地方公務員も、地方公務員法で政治的行為が禁止されている。

東京高裁、規定は「合憲」

「政治家は政治家で、経営者は経営者で、専門家は専門家で、各々の立場から意見を述べて、議論を交わす。」と、吉田は、その意見を述べた。吉田は、その意見を述べた。

休日活動の処罰「違憲」 公務員の政治行為「禁止広すぎる」

2010.3.29 A3